

議案第104号

関市立中池自然の家の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

関市立中池自然の家の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

市外の者に係る使用料の設定等をするため、この条例を定めようとする。

関市立中池自然の家の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

関市立中池自然の家の設置及び管理運営に関する条例（昭和51年関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（使用の範囲）

第4条の2 自然の家を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる者については、指導者の引率のもとに使用することを条件とする。

- （1） 小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒
- （2） 青年（30歳未満の者をいう。以下同じ。）で構成する団体に属する者
- （3） その他教育委員会が適当と認める者

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

利用区分	利用者区分	使用料	
		市内の者	市外の者
宿泊（1人1泊につき）	児童、生徒及びその指導者	300円	600円
	青年及びその指導者	500円	1,000円
	その他の者	1,000円	2,000円
日帰り（1人につき）	児童、生徒及びその指導者	100円	200円
	青年及びその指導者	150円	300円
	その他の者	300円	600円

備考 市内の者とは市内に在住している者又は市内に在勤し、若しくは在学している者をいい、市外の者とは市内の者以外の者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。